

令和3年4月28日

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本 部 長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 飲食店等に対する休業要請等について

兵庫県では、これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として、下記の通り飲食店等に対し休業等を要請しています。要請内容は施設の種類等により異なりますので、施設詳細について改めて通知させていただきます。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和3年4月25日(日)から令和3年5月11日(火)まで
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設を含む)	カラオケ店、カラオケボックス、カラオケ喫茶 等

- 4 要請内容 (※)特措法第45条第2項に基づく（感染対策の徹底については以下の①～⑨）
 - ・酒類又はカラオケ設備の提供の禁止
 - ・酒類及びカラオケ設備を提供しない場合の営業時間短縮（5時～20時）
 - ・感染対策の徹底

※ 詳細については、別添資料をご確認ください。

感染対策の徹底

- ① 従業員への検査勧奨
- ② 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ④ 手指の消毒設備の設置
- ⑤ 事業を行う場所の消毒
- ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ⑧ 施設の換気
- ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ⑩ CO2センサー等の設置
- ⑪ 業種別ガイドラインの遵守
- ⑫ 入場者による酒類の持込み禁止

お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1

受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設）

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター（協力金に関すること）

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1

受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設）

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

緊急事態措置実施に係る飲食店等に対する協力金

1 対象者

県からの休業又は時短営業の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給額等

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金[緊急事態措置]
対象期間	令和3年4月25日（日）～5月11日（火）
対象区域	県内全域
対象施設	飲食店等（バー、スナック含む）、カラオケ店、結婚式場 * 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗等に限る
対象要件	① 酒類及びカラオケを提供しないこと ② 休業、又は通常、午後8時以降も営業している店舗が営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること
支給額	1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数 <中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・ 10万円以下の店舗：4万円 ・ 10～25万円の店舗：(前年度等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・ 25万円以上の店舗：10万円 <大企業> 1日当たり売上高の減少額×0.4(上限20万円) (中小企業もこの方式を選択可)

[参考：4月以降の時短協力金の支給地域・対象時期等]

区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～5/11
神戸・阪神南地域		[まん延防止等重点措置] @4～20万円×時短営業日数		[緊急事態措置] @4～20万円 ×時短営業日数
阪神北地域・明石市	[県による時短要請] @4万円×時短営業日数			
東播磨(明石市除く)・中播磨地域			@2.5～20万円 ×時短営業日数	
北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域				

1 飲食店等への要請等〔特措法第45条第2項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
飲食店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く)	飲食店	〔法第45条第2項に基づく要請〕 (酒類又はカラオケ設備を提供する場合) ・施設の休業 (酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請 (5時～20時) (共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場者による酒類の持込み禁止	
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋 等		
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設) ※	キャバレー	(共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場者による酒類の持込み禁止	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外 ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
場外馬(車・舟)券場 等			
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設を含む)	カラオケ店・カラオケボックス	〔法第45条第2項に基づく要請〕 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮 (5時～20時) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	
	カラオケ喫茶 等		
結婚式場 ※	結婚式場	〔法第45条第2項に基づく要請〕 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮 (5時～20時) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 〔法に基づかない協力依頼〕 ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内	※ホテル・旅館等での結婚式を含む

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 集客施設等への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
映画館等	映画館	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・施設の休業	※劇場等は「3 イベント関連施設」を参照
	プラネタリウム 等	(床面積の合計が1000㎡以下の施設) 〔法に基づかない協力依頼〕 ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	
商業施設 (生活必需物資の小売り 関係を営む店舗を除く)	卸売市場(※1)	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・施設の休業	※1 生活必需物資売場以外 (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等
	コンビニエンスストア(※1)		
	大規模小売店(※1)		
	百貨店(※1)		
	スーパーマーケット(※1)		
	ホームセンター(※1)		
	ショッピングセンター(地下街含む)(※1)		
	靴屋		
	衣料品店		
	化粧品店		
	寝具小売業		
	かばん・袋物小売業		
	雑貨屋		
	文房具屋		
	本屋		
	自転車屋		
	家電販売店		
	園芸用品店		
	鍵屋		
	家具屋		
	建具小売業		
	畳小売業		
	宗教用具小売業		
	金物・荒物小売業		
	陶磁器・ガラス器小売業		
	楽器小売業		
	写真機・写真材料小売業		
	時計・眼鏡・光学機械小売業		
	たばこ・喫煙具専門小売業		
	建築材料小売業		
	自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店(※2)		
	花屋		
	宝石類や金銀の販売店		
古物商(質屋を除く)			
金券ショップ			
古本屋			
おもちゃ屋、鉄道模型屋			
囲碁・将棋盤店			
DVD/ビデオショップ・レンタル			
アウトドア用品、スポーツグッズ店			
ゴルフショップ			
土産物店			
アイドルグッズ専門店			
美術品販売			
携帯電話ショップ 等			
		(床面積の合計が1000㎡以下の施設) 〔法に基づかない協力依頼〕 ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	※2 修理等に関する部分を除く

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
運動・遊技施設	体育館（*）	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 *原則休業（全国大会等は無観客化） <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	※野球場等は「3 イベント関連施設」を参照
	スケート場（*）		
	水泳場（*）		
	屋内テニスコート（*）		
	柔剣道場（*）		
	ボウリング場（*）		
	スポーツクラブ・スポーツジム		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	マージャン店		
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		
	ビリヤード場		
	囲碁・将棋所 等		
遊興施設	性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ、出会い系喫茶、テレフォンクラブ等)	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、対象外 ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	アダルトショップ		
	個室ビデオ店		
	射的場		
	勝ち馬投票券発売所		
	場外馬（車・舟）券場 等		
博物館等	博物館	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園 等		
サービス業 (生活必需サービスを営む店舗を除く)	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	
	ペット美容室（トリミング）		
	住宅展示場		
	旅行代理店（店舗）		
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)		
	スーパー銭湯		
	サウナ		
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	リラクゼーション		
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
	写真屋・フォトスタジオ		
	展望室 等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

3 イベント関連施設への要請等（施設規模に関わらず要請）〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
劇場等	劇場	・無観客開催・運営	※無観客開催の場合は営業時間短縮は不要
	観覧場		
	演芸場		
	ライブハウス 等		
遊技施設	テーマパーク	〔法に基づかない協力依頼〕	※社会生活の維持に必要なものは利用可 (社会生活の維持に必要な催物)
	遊園地 等		
集会・展示施設	集会場	〔法に基づかない協力依頼〕 ・適切な入場整理 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮（～20時）	※社会生活の維持に必要なものは利用可 (社会生活の維持に必要な催物) ・各種国家試験、資格試験 ・業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会、会議、研修、学会等
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
	多目的ホール 等		
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	〔法に基づかない協力依頼〕	※観客を入れない、業務上の打合せ、練習・稽古等による利用可
	旅館（集会の用に供する部分に限る）		
運動施設 (屋外施設等)	野球場	〔法に基づかない協力依頼〕 ・適切な入場整理 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮（～20時）	※無観客開催の場合は営業時間短縮は不要
	ゴルフ場・ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	スケート場		
	水泳場		
	屋外テニス場		
	弓道場 等		
葬祭場	葬祭場	〔法に基づかない協力依頼〕 ・酒類提供の自粛	

※結婚式場は「1 飲食店等への要請等」を参照

緊急事態措置等FAQ

質問項目		回答
1. 総論		
1	緊急事態宣言とは何か。	緊急事態宣言は、新型コロナウイルス感染症により、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速なまん延によって、国民の生活、経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第32条第1項に基づき、政府対策本部長（内閣総理大臣）が発令するものです。 今回、令和3年4月23日に4都府県（兵庫県、東京都、京都府、大阪府）に発令されました。
2	緊急事態措置を実施する期間は？	令和3年4月25日（日）（0時）から 令和3年5月11日（火）（24時）までです。 【兵庫県の過去の緊急事態措置等】 緊急事態措置 令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日 まん延防止等重点措置 令和3年4月5日～令和3年4月24日
3	緊急事態措置の対象区域は？	兵庫県全域です。
4	緊急事態措置の内容は？	1. 飲食対策の徹底 ・ 酒類又はカラオケ設備を提供しない（提供する場合は休業要請） ・ 酒類及びカラオケ設備を提供しない場合の営業時間短縮（5時～20時）の要請 等 2. 人流の抑制 ・ 催物・イベントについて、原則として無観客での開催を要請 ・ 床面積の合計が1000㎡超の多数の者が利用する一定の集客施設に対する休業要請 ・ 日中も含めた不要不急の外出・都道府県間の移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動することの要請 等 3. クラスタ発生が増加している感染源対策 ・ 「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、大型連休中の休暇取得の促進 等 4. 医療提供体制 ・ コロナ対応に必要な病床・宿泊療養施設の速やかな確保 等
5	措置期間終了の5月11日以降はどうなるのか？	県内の感染状況等を踏まえ、国において緊急事態宣言の解除が判断されます。 まずは、5月11日まで集中して対策を行い、感染拡大を抑えていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。
2. 外出自粛について		
1	要請内容は？何に基づくものか？	以下のことを要請しています。（特措法第45条第1項に基づく要請） ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動すること ・ 時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないこと ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えること ・ 路上・公園等における（集団での）飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること ・ 特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛
2	要請に応じなかった場合、罰則はあるか？	罰則はありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご協力をお願いします。

3. イベントについて		
1	イベントについて、開催する基準は？ 何を要請しているのか？	社会生活の維持に必要なもの（例：資格試験、国家試験など）を除いて、開催規模や場所に関わらず、原則として無観客での開催を要請しています。 （特措法第24条第9項に基づく要請）
2	社会生活の維持に必要なもの（催物）とは？	各種国家試験、資格試験や業務上必要かつオンライン化が困難な小規模な講習会を想定しています。 社会生活の維持に必要なかどうかは各主催者でご判断ください。 なお、イベントを開催する場合は、感染拡大防止策を講じた上での開催をお願いします。 〔R3.4.23 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡より〕 「社会生活の維持に必要な催物」 ・各種国家試験、資格試験 ・業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会、会議、研修、学会等 ・憲法上重要な基本的人権の確保に係るイベント・集会
3	チケット販売済のイベントは開催してよいか？	チケットを販売済の場合も、人流を抑制するため、無観客での開催にご協力をお願いします。
4	要請によって計画していたイベントを中止・延期せざるを得なくなったが、会場のキャンセル料は返金してもらえるのか？	キャンセル料の取扱は各施設設置者の判断となりますので、直接、各施設設置者にご相談ください。
6	無観客開催の要請に応じなかった場合、罰則はあるのか？	イベントにおける無観客開催の要請は、特措法第24条第9項に基づく要請であり、罰則規定はありません。
7	イベントの休止や無観客にした場合、補償（支援）はあるのか？	イベント休止等に関する支援策については、J-LODive（コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金）をご参考にしてください。
4. イベントに準じた取扱いを要請する施設		
1	使用制限のない1,000㎡以下のポーリング場で、イベント実施は可能なのか？	イベントは、開催規模や場所に関わらず、無観客開催を要請しています。 このため、1,000㎡以下のポーリング場においてイベントを開催する場合も同様に、無観客での開催をお願いします。
2	劇場や集会場、貸会議室、運動施設等は、イベント以外で使用することは可能なのか？ 例えば、部活動を規制する中で、草野球で特定多数が集まることは許容されるのか？	施設管理者に対しては、施設の休止要請を行うものではなく、イベントに関しては無観客での開催を要請しています。 このため、個人の練習、プレー等による施設の使用といった「イベント」以外での施設使用は可能です。
3	テーマパークなどの遊技施設内で個々の遊具を稼働させず、（健康維持の運動のために）単に敷地を開放することは可能なのか？	テーマパークなどの遊技施設については、施設におけるイベントの無観客開催を要請しており、施設自体の休業要請を行っている訳ではありませんが、人流の抑制による感染拡大防止という今回の要請の趣旨を踏まえて、控えて頂きたいと考えます。
4	テーマパークでの無観客とはどういうことか？ 休止と同じでよいか？	今回の特措法上の要請は、無観客開催をお願いしており、テーマパークは、専ら行楽客がそのパーク内で遊ぶという形態であることから、事実上休止ということになると考えています。
5	集会・展示施設（展示場、文化会館、多目的ホール等）において、個人的な使用や生活の維持に必要な使用もできないのか。	集会・展示施設は、無観客での開催・運営を要請していますが、各種国家試験、資格試験や業務上必要かつオンライン化が困難な小規模な講習会といった社会生活の維持に必要な場合には、施設の使用は可能です。また、集客行為が伴わない、業務上の打ち合せ、練習・稽古、各種準備、オンライン配信等の用途で施設を使用することも差し支えありません。
6	「武術教室」「ダンス教室」「バレエ教室」「体操教室」などの運動教室は、休業しなければならないのか？	「武術教室」「ダンス教室」「バレエ教室」「体操教室」などの運動教室は屋内運動施設として取り扱い、施設の床面積に応じ、1,000㎡超のものについては休業を要請しています。1,000㎡以下のものについては、休業要請の対象外ですが、入場整理、酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛、20時までの営業時間短縮等をお願いします。
7	貸スタジオを貸し出して、バンドやコーラスの練習を行うことは可能か？	貸スタジオ・貸会議室等は、無観客での開催・運営を要請していますが、集客行為が伴わない、業務上の打ち合せ、練習・稽古、各種準備、オンライン配信等の用途で当該施設を使用することは差し支えありません。
8	潮干狩り、キャンプ、釣り堀は休業しないといけないのか？	潮干狩り場、フィールドアスレチックなどの遊技施設を併設しているキャンプ場、釣り堀、イチゴ狩り場などは、テーマパーク、遊園地などの屋外の遊技施設と同様に無観客での開催・運営を要請していません。従って、これらの施設で利用者の集客はできません。但し、他のレジャー施設が併設されておらずキャンプのみを行うキャンプ場は無観客開催の要請対象外です。 なお、飲酒禁止の協力をお願いします。
罰則等		
1	要請を守らなければ、罰則はあるのか？	イベントにおける無観客開催の要請は、特措法第24条第9項に基づく要請であり、罰則規定はありません。

5. 施設の使用制限について		
1	今回の休業要請に関する考え方は？	まん延防止等重点措置として、リスクが高いとされる飲食の場での感染を抑制する観点から飲食店に対して時短要請を行ってまいりましたが、変異株による急速な感染拡大と、感染者数の増加に伴う医療提供体制が非常にひっ迫している状況です。 このため、人流を抑制し、接触機会の大幅な削減をするため、多くの人が集まる大規模施設（1,000㎡超の博物館や商業施設等）に対して休止の要請をするものです。
休業要請等をしない施設		
1	大学その他の学校を休止しない理由は何か？	学生の学修機会の確保のため、休止要請を行っておりません。 なお、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図るため、大学等に対して、オンライン授業の活用や部活動の自粛の徹底を求めています。
2	感染リスクの高い保育所や介護施設等を休止しない理由は何か？	保育所や介護施設等を利用する方にとって、生活に欠かせない施設であることから、休止要請を行っておりません。
3	冠婚葬祭の取り扱いはどうなるのか？ 例えば、お通夜の後の別室での「精進落とし」は？	冠婚葬祭は生活の維持に必要なサービスであり、休止の要請をしておりますが、以下の対応とともに感染防止対策の徹底をお願いします。 (披露宴) 酒類・カラオケ設備の自粛、時短（～20時）、1.5時間以内、参加人数50人以下又は収容率50%以内 (精進落とし) 酒類の提供自粛
4	自動車修理工場は休業要請の対象となるのか？	「修理等のサービス」は「生活必需サービス」にあたるため、休業要請の対象にはなりません。
5	小売り店舗内に自動車修理等を行う部分を併設している店舗は、休業しないとイケないのか？	小売店舗部分は休業要請の対象ですが、修理等に関する部分は休業要請の対象外となります。
6	宿泊客にルームサービスとして酒類を提供することは問題ないか。 宿泊客しか利用しないレストランはどうか。	・宿泊客にルームサービスとして酒類を提供することは差し支えありません。 ・宿泊客しか利用しないレストランについても、酒類の提供及びカラオケ使用の自粛をお願いします。（法に基づかない協力依頼）
7	ホテル・旅館等の日帰り利用客が客室での食事の際に、酒類を提供することは、飲食店等に要請している「酒類の提供」に該当するのか。	飲食店等に要請している「酒類の提供」に該当しません。 但し、宴会場や広間など集会の用に供するところで、日帰り客に対して、食事の際に酒類を提供する場合は、この限りではありません。
休業を要請する施設		
1	百貨店等の施設では感染者が生じていないのに、なぜ使用を制限するのか？	人流を抑制し、感染拡大を防止する観点から、百貨店など多くの人が集まる大規模施設（1,000㎡超の商業施設等）に対して、生活必需物資(*)を販売する売り場（販売店舗）を除き、休業要請をしています。 (*)生活必需物資 食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等
2	地下街の取り扱いはどうするのか？	地下街の全体あるいは一部を商業施設として一体的に管理・運営している場合で、その床面積が1,000㎡を超えるときは、ショッピングモールと同様に休業要請をしています。
3	大規模集客施設の「1,000㎡超」の取扱いが不明確でわかりにくい。 ・売場のほか管理部門や駐車場も床面積に含まれるのか。 ・建物が公道等で分断されている場合は、別々のカウントになるのか。 ・施設の一部を閉鎖することで1,000㎡以下にする対応は許容されるのか。	・管理部門は売場面積に含まれます。 駐車場は床面積に含まれません。 ・建物が公道等で分断されている場合は、別々にカウントします。 ・施設の一部を閉鎖して1,000㎡以下とすることはできません。
4	百貨店等1,000㎡超の商業施設は休業とのことだが、生活必需物品の取り扱いはどうなのか？	生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料）の店舗については、（1,000㎡超の商業施設であっても）休業を要請していません。
5	「生活必需物資」の範囲が不明確でわかりにくい。	生活必需物資とは食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品または燃料等を指します。 具体的な店舗には、食料品店、薬局、ガソリンスタンド、ベビー用品店等が該当します。

6	化粧品は「生活必需物資」に該当するのか。	化粧品は生活必需物資に該当しません。
7	1,000㎡超の商業施設は休業とのことだが、生活必需物資の小売店舗を除くと、1,000㎡以下になる施設は休業する必要があるのか？	生活必需物資の小売店舗を含む施設全体の床面積が1,000㎡を超える場合は休業要請の対象となります。
8	百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）内の「飲食店等（飲食店、料理店、喫茶店、居酒屋等）」は、百貨店・ショッピングセンターが休業となった場合、休業しなければいけないのか、時短営業できるのか？	飲食店等に対しては、酒類及びカラオケ設備を提供しないこと、営業時間を5時から20時までとすることを要請しています。一方、百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）に対しては、休業を要請しており、そこにはテナントである飲食店等も含まれます。従って、百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）内の飲食店等については、その百貨店等の方針や施設の構造等の実情に即して、要請に応じた対応（休業あるいは時短営業）をしていただく必要があります。なお、営業にあたっては、入場者の整理、マスク着用、飛沫を遮るパーティションの設置又は適切な距離の確保を要請します。
9	百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）内の「化粧品店」は百貨店・ショッピングセンターが休業となった場合、休業する必要があるのか？	「化粧品」は生活必需物資にあたらないため、百貨店・ショッピングセンター（1,000㎡超）の休業に伴い、休業となります。
10	商業施設内の要請対象のテナント飲食店（酒類の提供もしくはカラオケ設備の提供又は通常20時より遅くまで営業をしている）が商業施設の閉鎖に伴い、休業した場合の協力金はどうか。	商業施設の閉鎖に伴い休業する商業施設内のテナント飲食店については、協力金一日当たり4～20万円/店舗の支給対象となります。
11	商業施設内の飲食店で、もともと酒類を提供せず、20時以前に営業を終了していた飲食店が商業施設の閉鎖に伴い休業した場合、協力金はどうか。	もともと酒類を提供せず、20時以前に営業を終了していた飲食店についても、商業施設の閉鎖に伴い休業した場合は、協力金一日当たり2万円/店舗の支給対象となります。
12	商業施設内の生活必需物資を販売するテナント店が、商業施設の閉鎖により休業する場合の協力金の取扱いはどうか。	協力金2万円支給の対象となります。
13	商業施設が休業しない場合に施設内の一部のテナント店が自主的に休業した場合の協力金の取扱いはどうか。	商業施設が休業せず、施設内の一部のテナント店が自主的に休業した場合は、協力金支給の対象ではありません。
14	商業施設のテナント等への協力金2万円/日は物産展の出店者等も対象になるのか？	テナント等には、物産展の出店者のほか消化仕入（委託販売の一種）、施設の駐車場でのキッチンカー等も該当します。
施設別の取扱い		
1	運動施設について、屋外と屋内で要請の内容が異なるのはなぜか。	感染予防対策の一つである「三（つの）密」（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるという趣旨から、「屋外」よりも「屋内」の施設に対して、より強い要請をしています。このため、屋内の施設については、規模を踏まえて休止要請を行うとともに、屋外施設に関しては、イベントに準じた取り扱いとしています。
2	「衣料品店」「家電量販店」等は、「生活必需物資販売施設」に当たるか？	「衣料品店」「家電量販店」等は、生活必需物資販売施設に該当しません。
3	「ゴルフ練習場」等は、「屋内」の場合は面積別で休止・実施とされるが、「屋外」だと集客イベントに当たらない限り個人の練習等が許容されるのは、どのような趣旨か？	感染予防対策の一つである「三（つの）密」（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるという趣旨から、「屋外」よりも「屋内」の施設に対して、より強い要請をしています。
4	結婚式場は、酒類の提供・カラオケ設備の使用をしない場合、営業時間を短縮して1.5時間以内の開催、参加人数50人以下又は収容率50%以内で営業することができるが、「ホテル（集会の用に供する部分に限る）」は、無観客開催となっている。ホテルの結婚式はどちらに該当するのか？	ホテルで行われる結婚式については、結婚式場と同様の取扱いとなります。
罰則等		
1	要請を守らなければ、罰則はあるのか？	（飲食店を除く）施設の休止は、特措法第24条第9項に基づく要請であり、罰則規定はありません。
2	協力金の支給額は調整中とのことだが、いくらもらえるのか。	国の指針に沿って、飲食店では一日当たり4～20万円/店舗を、大規模施設では一日当たり20万円/店舗を、大規模施設の入居者に対しては一日当たり2万円/店舗を支給する予定です。詳細は、県のホームページ等で公表します。

6. 飲食店への要請について		
1	飲食店で酒類を規制する意図（理由）は？	政府分科会による提言「感染リスクが高まる5つの場面」でも、「飲酒を伴う懇親会等」が挙げられており、同提言では飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し、また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすいとされています。コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、飲食店での感染リスクをできるだけ減らすため、酒類やカラオケ設備の提供は、禁止をお願いしています。
2	「バー」「キャバレー」等は、面積別の規制の対象外とされた理由は？	バー、キャバレー等では、飲食店と同様に酒類や料理の提供を通じた感染リスクが高いと考えられ、そうしたリスクを避ける必要があります。このため、酒類提供又はカラオケ設備提供を禁止し、それ以外の場合は、営業時間短縮（～20時）をお願いします。
3	居酒屋等で酒類の提供をしなければ、休業しなくて良いのか？（メニュー上に酒類があれば、すべて休止の対象になるのか）	要請期間中、酒類やカラオケ設備の提供をしなければ、休業要請の対象にはなりません。その場合であっても、営業時間短縮（～20時）をお願いします。
4	酒類を提供して営業をした場合の罰則は？	正当な理由がないのに要請に応じていただけない場合、特に必要があると認めるときには、知事は施設管理者に対し、命令を出すことができるとされており、この命令に違反した場合には、30万円以下の過料に処せられることがあります。
5	飲食店に利用者が酒類を持ち込んで飲酒することは許容されるのか。	政府分科会の提言では、飲酒の影響で大きな声になりやすいとされています。コロナウイルスは飛沫により感染拡大することから飲食店での感染リスクを減らすため、特措法第24条第9項により、飲食店への酒類の持ち込みを自粛していただくよう協力を要請しています。
7. その他		
1	広範囲に休止等を要請するなら、関連事業者（物品の納入業者）への支援も必要ではないか	前回の緊急事態措置では、売上が減少した事業者の方へは、国の持続化給付金などの助成もありました。今回についても、国において、飲食店との直接・間接の取引、外出自粛の直接的な影響があった中小企業等への支援策を検討していると聞いています。
2	路上、公園等の屋外での飲酒の罰則は？	特措法第24条第9項に基づく協力要請であり、施設の使用制限等と異なり法令に基づく命令・罰則の規定はありません。ただし、感染リスクが高い行動とされる路上・公園等での飲酒を自粛するよう呼びかけておりますので、ご協力をお願いします。

休業要請・時短営業協力金のQ & A（緊急事態宣言関係）

1. 飲食店等に対する休業要請協力金

	質問内容	回答
1	協力金はいくら支給されるのか。	国の指針に沿って、一日当たり4～20万円/店舗を支給します。
2	休業と時短営業の場合は協力金の金額に違いがあるのか。	違いはありません。
3	もともとの閉店時間が20時より遅い居酒屋だが、休業しなければ、協力金は支給されないのか。	もともとの閉店時間が20時より遅い飲食店であれば、20時までに時間短縮し、かつ酒類及びカラオケの提供を止めれば支給されます。
4	もともとの閉店時間が18時の喫茶店（酒類の提供あり）であるが、酒類の提供をやめたら、協力金をもらえるか。	もともとの閉店時間が18時なので、協力金の対象となるのは、休業した場合のみです。酒類の提供を止めるだけでは、協力金の対象外となります。
5	酒類を提供する飲食店（通常は22時閉店）だが、平日は時短営業、土日祝は休業というように、対応を切り替えることを考えている。それでも協力金の対象となるか。	日によって休業と条件を満たす時短営業を切り替えて実施しても、休業要請等の最終日まで継続して休業または酒類及びカラオケの提供を止めて時短営業をしていれば協力金の対象となります。

2. 大規模施設等に対する休業要請協力金

	質問内容	回答
1	協力金はいくら支給されるのか。	国の指針に沿って、大規模施設等に対しては一日当たり20万円/店舗を、大規模施設等のテナント事業者等に対しては一日当たり2万円/店舗を支給します。
2	食料品の小売テナントであるが、入居するショッピングモールが全館休業し、自店も閉めざる得ない場合、協力金をもらえるのか。	大規模施設等の休業要請に伴い、食料品など生活必需物資の小売テナントも閉めざるを得ない場合、テナント事業者等協力金は支給されます。
3	昨年の緊急事態宣言の時は、生活必需品を扱う店舗は協力金の対象外だったが、今回もそうなるのか。	休業を要請していないため、協力金の対象外です。
4	床面積1,000㎡以下の施設であるが、協力金の対象になるのか。（飲食以外の業種）	休業要請をしていないため、協力金の対象外です。
5	大規模施設のテナントとして営業している店舗だが、施設管理者が県の休業要請に応じなかったが、私は休業した。テナント協力金の対象か。	大規模施設等が休業要請に応じることが、テナント事業者等協力金の支給条件であり、自主的に休業されても、協力金の対象とはなりません。
6	百貨店に出店しているが、定期借地契約ではなく、消化仕入れ契約（百貨店等で行われている委託販売の一種）である。1日2万円の協力金の支給対象となるか。	協力金の対象となります。
7	酒類を提供していない、もともとの閉店時間が20時以前の大規模施設内の飲食店が、大規模施設の休業に伴い休業した場合、協力金は支給されるのか。	大規模施設等のテナント事業者等協力金の対象となります。（休業要請等の対象ではないため、飲食店等に対する協力金は対象外）
8	野球場（床面積1,000㎡以上）内でテナントとして店を営んでいる。野球場が無観客開催となったが、協力金は支給されるか。	無観客開催要請に応じた大規模施設等に入居するテナントには、テナント事業者等協力金が支給されます。（大規模施設等自体は協力金の対象外）

3. 共通

	質問内容	回答
1	準備の関係で、4月25日から休業（時短営業）できなかった。4月26日以降から休業等を始めても、協力金をもらえるか。	休業等の開始日から、休業要請等の最終日まで継続して休業等した場合に、休業した日数（定休日等の店休日を除く）に応じて協力金が支給されます。